

広島県告示第三百三十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、臨  
港道路海田大橋の通行料徴収事務（ETCシステムを使用して徴収する場合に限る。）を次  
のとおり委託した。

平成三十一年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	委 託 し た 年 月 日 ( 委 託 期 間 )
主たる事務所の 所 在 地	広島高速道路公社 理事長 石岡 輝久	平成三十二年四月一日 (平成三十二年四月一日) 平成三十三年三月三十一日
広島市東区温品一丁目八番 二二三号		